

令和2年度 財政援助団体等監査報告

1. 監査の対象

今回の監査は、市が出資している2団体及び公の施設の管理運営を指定管理制度により行った施設2団体並びに市が財政的援助を与えた5団体（補助金5本）を対象として実施したものである。

(1) 出資団体監査

- ① 株式会社 根室市観光開発公社
- ② 株式会社 根室水産コンビナート公社

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 歯舞地区保育センター みさき保育園（所管部課：市民福祉部こども子育て課）
- ② 根室市児童デイサービスセンター（所管部課：市民福祉部社会福祉課）

(3) 補助団体等監査

- ① 社会福祉法人 根室市社会福祉協議会（根室市社会福祉協議会運営補助金）
- ② 学校法人 堀内学園（幼保連携型認定こども園整備補助事業補助金）
- ③ ねむろ医心伝信ネットワーク会議（ねむろ医心伝信ネットワーク会議補助金）
- ④ 根室市総合文化会館事業協会（根室市総合文化会館事業協会運営事業補助金）
- ⑤ 根室市地域子ども会育成連絡協議会（根室市地域子ども会育成連絡協議会事業補助金）

2. 監査の期間 自 令和3年 2月24日

至 令和3年 3月12日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明

根室市監査委員 波 多 雄 志

5. 監査項目

(1) 出資団体監査

- ① 出資事業の目的に添った執行の当否
- ② 出資に係る経理内容の適否
- ③ 出資事業の効果の当否

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否

- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

(3) 補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否
- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体・所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、出資団体及び補助団体（所管部課）における出納その他の事務・事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行についても、適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、事務処理の改善を要するものがあるので、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした出資団体及び指定管理者並びに補助団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

令和2年度 財政援助団体等監査個別事項

1. 出資団体監査

① 株式会社 根室市観光開発公社

- ・ 特記事項なし

② 株式会社 根室水産コンビナート公社

- (1) 施設利用料の未収金（過年度分）が前回（平成29年度分）の監査時と比較して71,768円減少しているが、引き続き回収に努められたい。
- (2) 職員家族の入学祝いとして10,000円支出しているが、慶弔規程がない中での支出であり、会社経費として支出する際には規程を作成し、規程に基づき適正に支出されたい。

2. 公の施設の指定管理者監査

① 歯舞地区保育センターみさき保育園

- (1) 指定管理者は、協定書第4条第1項の規定に基づき毎月10日までに前月の管理業務に関する実施報告書を市に提出しなければならないが、令和元年度10月及び11月分が10日を超えた受付となっており遅延しているため、指定管理者への指導を図られたい。
- (2) 指定管理者は、協定書第4条第2項の規定に基づき毎年5月20日までに前年度の管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書を市に提出しなければならないが、令和元年度分は令和2年6月9日の受付となっており遅延しているため、指定管理者への指導を図られたい。

② 根室市児童デイサービスセンター

- (1) 月毎の管理業務報告書の提出において、協定書第4条第1項では、毎月10日までに前月分の業務報告書を提出しなければならないと規定しているが、期限を過ぎてから提出されているものがある。
- (2) 管理業務収支決算書において、人件費及び事務費に他の費目から流用されているが、予算の流用は指定管理者の仕様書11(1)①の規定に基づき市と協議のうえ流用することができるが、協議がなされていない。

3. 補助団体等監査

① 社会福祉法人 根室市社会福祉協議会

(根室市社会福祉協議会運営補助金／所管部課：市民福祉部社会福祉課)

- ・ 特記事項なし

② 学校法人 堀内学園

(幼保連携型認定こども園整備補助事業補助金／所管部課：市民福祉部こども子育て課)

- ・ 特記事項なし

③ ねむろ医心伝信ネットワーク会議

(ねむろ医心伝信ネットワーク会議補助金／所管部課：市民福祉部保健課)

- (1) 事業計画において、会員増強の推進として会員数の目標値を設定されているが、事業報告では会員増強に係る取り組み等実施されておらず、会員数も減少傾向にあることから、会費収入は事業の安定的な運営に不可欠なものであるため、会員増強に向けた取り組みについて積極的に行われるよう検討されたい。

④ 根室市総合文化会館事業協会

(根室市総合文化会館事業協会運営事業補助金／所管部課：教育委員会総合文化会館)

- (1) 令和元年度に予定していた4事業のうち、2事業でチケット収入が著しく増加し、また2事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置のため次年度事業への開催延期となったため補助金額を上回る多額の翌年度繰越金が生じており、現状は理解できるものの延期となった当該事業分の繰越金が明瞭になるよう別途管理することが透明性の観点からも必要である。
- (2) 会計年度は、事業協会規約第10条の規定により毎年4月1日から3月31日までとなっているが、通帳において4月1日(2件)を含め決算や監査がなされていることは不適正である。
- (3) 令和元年度の翌年度繰越額において、6,904,602円としているが通帳において9,162,403円であり、変更承認申請書や繰越承認申請書等を再確認され、補助事業の正確な事務処理となるよう改善されたい。
- (4) 積立金会計の収支決算書が作成されておらず、また積立金の上限額を10,000千円と定めているがその基準の明確な根拠が不明瞭である。

⑤ 根室市地域子ども会育成連絡協議会

(根室市地域子ども会育成連絡協議会事業補助金／所管部課：教育委員会社会教育課)

- (1) 金銭出納帳及び収入支出処理において、
- ① 預金通帳と金銭出納帳の収入及び支出に関する記載内容が相違している。
 - ② 収入については、他団体から現金交付されている補助金及び寄付金を預金通帳に入金処理せず収入調書作成のみで事務処理を行い、そのまま事業費として現金支出されている。
 - ③ 支出については、預金より当面必要と思われる現金を引き出したうえで事業費を支出されているが、前渡金として処理されておらず、引き出した現金の管理状況が分かる帳簿等の作成や精算がされておらず、現金管理状況が不明である。
 - ④ 旅費の支給で、旅費支給規定規則では車賃及び宿泊料について実費支給となっているが、支給金額の算出根拠となる資料が添付されていないため、適正な旅費支給となっているか不明である。
 - ⑤ 補助対象経費とならない学校訪問時における役員の食事代を補助金から支出しているなど不適切な会計処理が見受けられるため、精査のうえ適正な措置を講じられたい。
- (2) 平成 30 年度からの繰越額において、金銭出納帳の年度末残高をもって繰越額としているが、預金通帳の平成 31 年度 3 月末時点と相違があり、誤った決算処理のまま総会で予算承認されている。(平成 31 年度 4 月 15 日に 497 円を引き出した後の預金残高が平成 30 年度からの繰越額と合致するが、引き出された現金の用途は不明である。)